

**令和8年度青森県地域資源活用・地域連携サポートセンター運営業務
企画提案競技実施要領**

1 趣旨

青森県では、民間の専門家（青森県地域プランナー。以下、「プランナー」という。）による農林漁業者等の6次産業化等に関する個別相談対応など、地域資源を活用し、多様な事業者と連携した取組を推進する支援機関「青森県地域資源活用・地域連携サポートセンター」（以下、「サポートセンター」という。）を設置している。このサポートセンターの運営に関する業務を受託する者の選定については、企画提案競技形式によることとし、下記のとおり実施するものである。

注) 本公募は、農林水産省の「農山漁村振興交付金」の交付決定を前提とした手続きであることから、国からの交付決定がなされなかった場合は、契約を締結できないことがある。また、交付決定額が減額された場合は、減額後の積算額の範囲内で、県と採択事業者との双方協議による合意を得て委託契約することとなるので留意すること。

2 委託業務の内容

令和8年度青森県地域資源活用・地域連携サポートセンター運営業務仕様書のとおり

3 委託業務の履行期限

令和9年3月19日（金）

4 委託上限額（予定※）

6,704,224円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 農山漁村振興交付金を運営財源としていることから、委託上限額については国との調整により変更する可能性がある。

5 対象経費

本事業の対象となる経費は、「農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領(令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知)」別記2-2の別表1「地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業」に掲げる経費とすること。

6 スケジュール（予定）

令和8年4月28日（火）17時	企画提案競技参加申込及び質疑受付期限 （メールにて受付）
令和8年5月8日（金）17時	企画提案書提出期限
令和8年5月11日（月）～12日（火）	企画提案競技審査会（書類審査）
令和8年5月13日（水）～15日（金）	審査結果の通知・契約の締結

7 参加資格

応募できる者は、青森県内に本社若しくは支店又は営業所を有する民間企業、特定非営利法人、又はその他の法人で、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申込書の提出期限の日から契約締結までの間に、知事の指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）でないこと。
- (5) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にあると認められる者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- (7) 法人税、消費税及び地方消費税並びに法人事業税を滞納している者でないこと。

8 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書（第 1 号様式）

- ①企画提案書は、原則として日本産業規格 A 4 判縦（一部 A 3 判資料折り込み使用可）とする。企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とする。
- ②企画提案書は、様式内の項目毎に詳細に記載して作成すること。

(2) 積算内訳（第 2 号様式）

- ①令和 8 年度の委託契約期間中に本事業を実施するために必要な経費の全ての額（消費税等の一切の経費を含む。）を記載した積算内容とすること。
- ②人件費を計上する場合は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知）に基づき算定すること。

(3) 過去の類似実績（様式は任意）

過去に類似事業の実績があれば、これに関する資料（委託元、期間及び受託業務の概要等）

(4) その他提案に関する有効な資料（様式は任意）

- (5) 提出部数 各 6 部とする。
- (6) 提出期限 令和 8 年 5 月 8 日（金）17 時厳守
- (7) 提出方法 持参または郵送（宅配便でも可）※必着とする。

9 採択案の決定方法

- (1) 期日 令和8年5月11日(月)～12日(火)
- (2) 場所 青森県農林水産部食ブランド・流通推進課内
- (3) 実施方法 提出された企画提案書について書類審査を実施する。
- (4) 評価基準
 - ①仕様書に合致し、本県の6次産業化や地域資源活用の推進に資する事業内容となっているか。
 - ②主たる責任者に管理能力があり、6次産業化等に関する専門知識や技能、プランナーとの調整など、支援対象者となる農林漁業者等からの要望課題に応じた支援を実施できるネットワークを有しているか。
 - ③経理について、複数の者によるチェック体制が確立されているか。
 - ④企画推進員の在宅勤務に応じた就業規則や情報管理等デジタル体制が整備できるか。
 - ⑤行政、関係機関等と随時連絡調整を行い、連携して事業を行うことができる体制となっているか。
 - ⑥業務受託者の財政基盤は安定しているか。
 - ⑦過去に類似・関連事業の実績はあるか。
 - ⑧事業内容に見合った適正な経費で、精度の高い積算がなされているか。

10 その他

- (1) 企画提案は、1者につき1点とする。
- (2) 企画提案競技への参加に係る一切の費用は参加者が負担することとし、企画書等の提案資料は返却しない。
- (3) 企画提案競技に関する質疑は所定の期日まで電子メールにより受け付けることとし、令和8年5月1日(金)までに、参加申込者全てに対して回答する。
- (4) 企画提案競技の結果については、採用・不採用にかかわらず後日書面で通知する。
- (5) 審査内容に関する問い合わせや異議は一切認めない。

11 問合せ・参加申込先

〒030-8570 青森市長島一丁目1-1

青森県農林水産部食ブランド・流通推進課 食品産業振興グループ 小田桐

TEL : 017-734-9456

メール : shokusangyo@pref.aomori.lg.jp